

直轄事業負担金問題について

1 経過

H21.3.16 「第1回会議」(18道県知事で構成)
都道府県調査概要報告、制度の見直しに向けた論点整理

H21.4.8 「金子国土交通大臣等との意見交換会」
鳩山総務大臣、石破農林水産大臣同席

【知事会からの課題提起】

直轄事業負担金制度に係る主要課題を提起
特に、情報公開については、本年5月末までに資料提供されたい。
次のステップを確実にするため、会議の継続開催をされたい。



【国交大臣発言ポイント】

知事会から提起された課題について合意がとれる方法を検討。
情報公開は本年度予算の実行のためにも早い開示が必要。
継続協議の場はフォローアップができるよう引き続き開催。

【総務大臣発言ポイント】

現行の負担金の対象範囲はおかしい。透明性が必要。
維持管理費に係る負担金は基本的には全廃すべき。
直轄事業は地方が納得できるよう大胆に見直したい。

【農林水産大臣発言ポイント】

情報開示はやらなければいけない。

H21.4.21 「衆議院総務委員会での意見陳述」
直轄事業制度の主要課題について総括的に意見陳述を実施

2 制度の見直しに向けた基本的な考え方

まずは 地方負担金の情報公開を求めた上で、直轄事業制度の改善、維持管理負担金の早急な廃止の取組を進めるとともに、当面の対策と並行して、最終的には 負担金制度の廃止につなげていけるよう、制度の根幹的な協議を実施するものとする。

直轄事業負担金に係る情報開示

補助事業と同程度の情報開示を速やかに行うべき

対象経費については、その範囲の見直しを行うべき。

現行制度の早急な改善

採択・着手から進行管理に至るまでの各段階における地方が関与できる仕組みづくりや詳細な情報提供等の実施

各年度の事業内容や負担金の積算内訳などについて、早い段階で詳細な説明や情報提供を行うべき。

事務費については、その内容を明確にするとともに、経費の節減合理化に努め、抑制を図るべき。

維持管理負担金の早急な廃止

維持管理費に係る負担金は、本来、その管理水準を決定する国が負担すべきであり、早急に廃止すべき。

直轄事業制度の根幹の見直し

国が責任を持つべき事業は縮減し、地方に移譲すべき事業を拡大する観点に立ち、国と地方の役割分担を明確化し、最終的には地方負担金制度の廃止につなげていくべき。

3 当面の取組等

(1) 地方負担金に係る情報開示 **詳細は3ページ**

5月末までに、国から負担金の範囲の考え方や基準とともに、20年度分の内訳明細を地方に提出（提示内容等については調整中）

全都道府県において、提出資料の検証を行った上で、全国的に課題を明らかにし、地方負担金の使途や対象範囲の見直しを実施。

21年度分については、最初の支払時期までに、対象範囲の見直しに沿った内訳明細を地方に提出

<参考> 21年度直轄事業予定額通知の問題点

(2) 継続的な協議の場の設定

直轄事業制度が抱える諸課題に対し、知事会と国との間で継続的に協議を行うため、適宜、国土交通大臣との意見交換の場を設けるものとする。

直轄事業負担金に係る情報開示について

1 基本的な考え方

まずは、地方に負担金を課す範囲の考え方や基準を明らかにするとともに、平成20年度分については、国庫補助事業が求めている内容と同程度の内訳明細等を求める。

その上で、平成20年度分の提示資料を検討し、地方負担金の使途や対象範囲等の見直し等を行うこととし、21年度分については、それに沿って、内訳明細を明らかにするよう求める。

2 平成20年度分の情報開示

- (1) 国交省及び農水省に対し、地方負担金範囲の基準等や国庫補助事業と同レベルの内訳明細を、各都道府県の6月議会を考慮して5月中のできるだけ早い時期に情報開示がなされるよう求めている。
- (2) 現在、国交省等と開示内容の調整を行っており、国は誠意を持って対応するとの姿勢の下、5月末までに開示ができるもの、段階的に対応が可能なもの等の仕分け作業を行っているところである。

3 開示資料の検証及び対象経費に係る基準の見直し

- (1) 各地方整備局等から都道府県毎に開示された資料を基に、各都道府県がその内容を精査・検証し、地方整備局等と協議等を実施。
- (2) 各都道府県の検証に当たっては、国庫補助申請等において対象とされる経費内容等と比べ、その使途や範囲等が同程度であるかを基本的な視点とし、各都道府県は地方整備局等に対し、地域の実情に応じて追加資料を要求。
- (3) 開示資料の検証及び地方整備局との協議を経てなお残る課題や共通の課題等について、各都道府県からの報告を基にPTとして検討・とりまとめの上、国との協議などを通じて、地方負担金の対象経費に係る基準づくりを実施。

4 平成21年度分の情報開示

地方負担金の最初の支払時期（8月）までに、対象経費に係る新たな基準に沿って、適正な内訳明細等を求める。

参考

2 1 年度直轄事業負担金予定額通知の問題点等

1 総論

地方に負担金を課す範囲の考え方・基準を明らかにすべき。

事務費の比率が補助事業に比べて高い水準にあり、また、費目毎の総額及び例示の提示に留まっており、用途等の妥当性が検証できるよう、補助事業と同程度の情報を開示すべき。

2 各論

工事費	事業の必要性の判断等ができるよう、全体事業計画や整備水準を示すべき。 「用地費と補償費」の内訳や「車両費」「機械器具」の内訳、他箇所との共用状況を示すべき。 「維持費」では、清掃や除草などの経費内訳を明らかにすべき。
事務費	全ての費目において、補助事業で同程度の内容の内訳明細を示すべき。 事務費比率、人件費比率等が補助事業の制限比率より高く、補助事業とのバランスを考慮すべき。 全国的に問題視されている庁舎費、退職手当、福利厚生費、備品購入費等の内訳を明らかにすべき。 本省経費・整備局経費が含まれている場合には、その内訳と割り振りの考え方を明示すべき。
車両費	多額の購入額が計上されており、事務所毎の内訳を示すべき。
広報費	過大な額が計上されており、用途や内訳を明確にすべき。
営繕宿舍費	対象となる施設の範囲、営繕内容等を明らかにすべき。
人件費 その他	人件費は負担金対象職員(管理職以外等)及び支弁範囲(退職手当等)を明確に示すべき。 事業に関係が薄いと思料される技術事務所、国土技術政策総合研究所等に係る支弁範囲を明確に示すべき。
事業計画	全体計画、進捗状況、完成年度、残事業費などについて明らかにすべき。